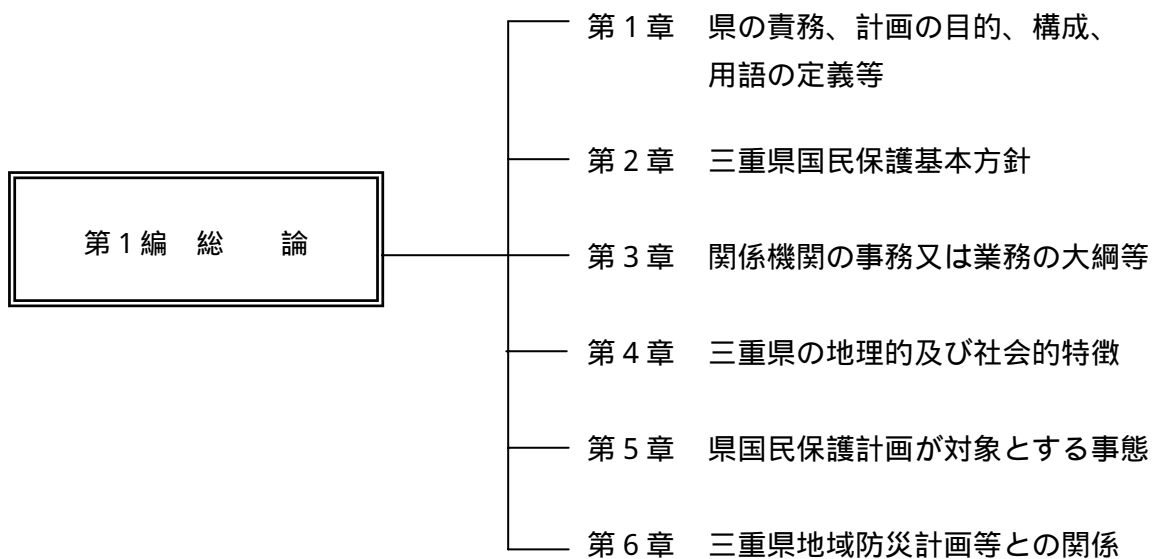


# 第1編 総論



## 第1章 県の責務、計画の目的、構成、用語の定義等

### 1 県の責務及び県国民保護計画の目的

#### (1) 県の責務

県（知事及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）その他の法令、法第32条第4項の規定に基づき示された国民の保護に関する基本指針（以下「基本指針」という。）及び県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）に基づき、国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、県内において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

#### (2) 県国民保護計画の目的

この計画は、法第34条第1項の規定に基づき作成するものであり、武力攻撃、大規模テロ等から国民の生命、身体及び財産を守るため、国民の避難、救援、武力攻撃に伴う被害を最小化する等の対策を的確かつ迅速に実施することを目的として作成するものである。

#### (3) 県国民保護計画に定める事項

県国民保護計画においては、県内における国民保護措置の総合的な推進に関する事項、県が実施する国民保護措置に関する事項等、法第34条第2項各号に掲げる次の事項について定める。

- ・ 県内における国民保護措置の総合的な推進に関する事項
- ・ 県が実施する国民保護措置に関する事項
- ・ 国民保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- ・ 市町の国民保護に関する計画（以下「市町国民保護計画」という。）及び指定地方公共機関の国民保護に関する業務計画（以下「指定地方公共機関国民保護業務計画」という。）を作成する際の基準となるべき事項
- ・ 国民保護措置を実施するための体制に関する事項
- ・ 国民保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- ・ その他、知事が必要と認める事項

### 2 県国民保護計画の構成

県国民保護計画は、次の各編により構成する。

第1編 総論

第2編 平素からの備え及び予防

第3編 武力攻撃事態等への対処

## 第4編 復旧等

## 第5編 緊急対応事態への対応

## 3 県国民保護計画の見直し及び変更手続

## (1) 県国民保護計画の見直し

県国民保護計画については、今後、国民保護措置に係る研究成果、新たなシステムの構築、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

県国民保護計画の見直しに当たっては、三重県国民保護協議会（以下「県国民保護協議会」という。）の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

## (2) 県国民保護計画の変更手続

県国民保護計画の変更に当たっては、法第37条第3項の規定に基づき、県国民保護協議会に諮問の上、総務大臣を経由して内閣総理大臣に協議し、その同意を得た後、県議会に報告し、公表するものとする（ただし、法施行令（以下「施行令」という。）で定める軽微な変更については、内閣総理大臣への協議は不要）。

## 4 市町国民保護計画及び指定地方公共機関国民保護業務計画

市町国民保護計画及び指定地方公共機関国民保護業務計画については、県国民保護計画に基づき作成するものとし、計画の作成に当たっては、基本指針も踏まえるものとする。

## 5 用語の定義

表1 - 1 用語の定義

用語等	定義
武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態
武力攻撃事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態
武力攻撃事態等対策本部	武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第10条第1項により設置される組織であり、対処基本方針が定められたときに、当該対処基本方針に係る対処措置の実施を推進する。
武力攻撃災害	武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出及びその他の人的又は物的災害
国民保護措置	武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合においてその影響が最小となるようにするための措置
緊急処理事態	武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明確な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なもの
対処基本方針	武力攻撃事態等に至ったときに政府がその対処に関して定める基本的な方針
基本指針	政府が、武力攻撃事態等に備えて、国民保護措置に関してあらかじめ定める基本的な指針のこと。指定行政機関及び県が定める国民保護計画並びに指定公共機関が定める国民保護業務計画の基本となるもの
国民保護計画	指定行政機関、都道府県及び市町が、それぞれ実施する国民保護措置の内容及び実施方法などに関して政府の定める基本指針に基づき定める計画
国民保護協議会	県又は市町における国民保護措置に関する重要事項を審議するとともに、国民保護計画を作成するための諮問機関となる協議会
指定行政機関	対処措置を実施する国の行政機関のうち中央行政機関。 内閣府、国家公安委員会、警察庁、防衛庁、防衛施設庁、金融庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、原子力安全・保安院、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁及び環境省

指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、運送、通信及びその他の公益的事業を営む法人で、政令及び内閣総理大臣告示で指定されたもの
指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局及びその他の国の地方行政機関
指定地方公共機関	県内において電気、ガス、輸送、通信、医療及びその他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて知事が指定したもの
国民保護業務計画	指定公共機関及び指定地方公共機関が、それぞれ実施する国民保護措置の内容及び実施方法などに関して定める計画
避難実施要領	避難の指示を受けた市町長が、関係機関の意見を聴いて、避難の経路、避難の手段その他避難の方法などに関して定める要領
生活関連等施設	発電所、浄水施設、危険物等の取扱所等国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設又はその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設
自主防災組織	大規模災害等の発生による被害を防止し、軽減するために地域住民が連帯し、協力し合って「自らのまちは自ら守る」という精神により、効果的な防災活動を実施することを目的に結成された組織
安否情報	避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否に関する情報
災害時要援護者	災害の発生及び危機が迫っていることの認知、安全な場所に避難すること、避難先での生活を続けること等に大きな困難が生じる人々であり、乳幼児、高齢者、障害者、外国人、旅行者を指す。
治安出動	内閣総理大臣が、一般の警察力では治安を維持することができないと認める場合又は都道府県知事からの出動の要請があつてかつ内閣総理大臣が事態やむを得ないと認める場合に命じる自衛隊の出動
防衛出動	内閣総理大臣が、我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態に際して、我が国を防衛するために必要があると認める場合に命じる自衛隊の出動

## 第2章 三重県国民保護基本方針

県は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態において、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を守る責務がある。

そのため、武力攻撃事態等及び緊急対処事態に備えて、県国民保護計画を作成し、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するための体制を整備し、武力攻撃事態等及び緊急対処事態が発生した場合には、国の方針に基づき、市町及び関係機関等と連携し、国民保護措置を実施する。国民保護措置については、次の点に留意し、取り組むこととする。

### (1) 基本的人権の尊重

県は、国民を保護するに当たっては、国民の自由と権利を尊重することとし、それに制限が加えられる場合であっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続のもとに行う。

### (2) 国民の権利利益の迅速な救済

県は、国民を保護するために生じた損失補償等については、できる限り迅速に、その救済に努める。

### (3) 国民に対する情報提供

県は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態においては、国民に対し正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

### (4) 関係機関相互の連携協力の確保

県は、国、市町並びに指定公共機関及び指定地方公共機関との連携の確保に努める。

### (5) 国民の協力

県は、国民を保護するために必要があるときは、国民に対し必要な援助等について協力を要請する。その際、国民は自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

### (6) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

県は、指定公共機関及び指定地方公共機関の実施する国民保護措置について、その自主性を尊重する。

### (7) 高齢者、障害者等への配慮

県は、国民を保護するに当たっては、高齢者、障害者、外国人及び旅行者その他特に配慮を要する方への対応について、留意する。

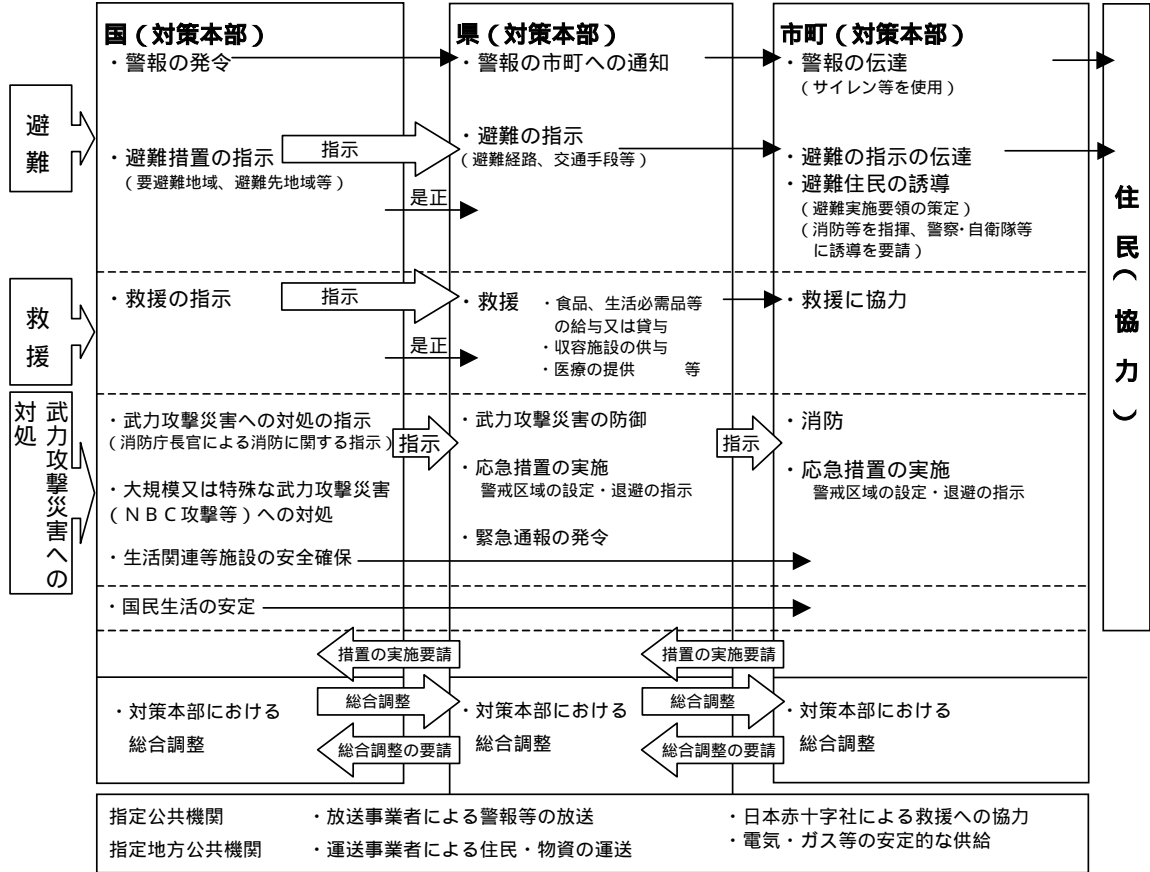
(8) 安全の確保

県は、国民を保護するに当たって、その措置に従事する者等の安全の確保に十分配慮する。また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しても、安全の確保に十分配慮する。

### 第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

国、県、市町等における、それぞれの国民保護措置の仕組みは、次のとおりである。

図1-1 国民保護措置の仕組み



国、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関等が相互に連携



国民保護措置について、県、市町、指定地方行政機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、次に掲げる業務を処理する。

表1-2 県の事務又は業務の大綱

機関の名称	事務又は業務の大綱
県	1 国民保護計画の作成に関すること。 2 国民保護協議会の設置及び運営に関すること。 3 国民保護対策本部並びに緊急対処事態対策本部の設置及び運営に関すること。 4 組織の整備及び訓練に関すること。 5 警報の通知に関すること。 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、県境を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施に関すること。 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施に関すること。 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施に関すること。 9 国民生活の安定に関する措置の実施に関すること。 10 交通規制の実施に関すること。 11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施に関すること。

表1-3 市町の事務又は業務の大綱

機関の名称	事務又は業務の大綱
市町	1 国民保護計画の作成に関すること。 2 国民保護協議会の設置及び運営に関すること。 3 国民保護対策本部並びに緊急対処事態対策本部の設置及び運営に関すること。 4 組織の整備及び訓練に関すること。 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施に関すること。 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施に関すること。 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施に関すること。 8 国民生活の安定に関する措置の実施に関すること。 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施に関すること。

表1-4 指定地方行政機関の事務又は業務の大綱

機関の名称	事務又は業務の大綱
中部管区警察局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 管区内各県警察の国民保護措置、相互援助の指導及び調整に関する事。</li> <li>2 他管区警察局との連携に関する事。</li> <li>3 管区内各県警察、関係機関等からの情報収集及び報告連絡に関する事。</li> <li>4 警察通信の確保及び統制に関する事。</li> </ol>
大阪防衛施設局	所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整に関する事。
東海総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 電気通信事業者及び放送事業者への連絡調整に関する事。</li> <li>2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関する事。</li> <li>3 非常事態における重要通信の確保に関する事。</li> <li>4 非常通信協議会に関する事。</li> </ol>
東海財務局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地方公共団体に対する災害融資に関する事。</li> <li>2 金融機関に対する緊急措置の指示に関する事。</li> <li>3 普通財産の無償貸付に関する事。</li> <li>4 被災施設の復旧事業費の査定の上会に関する事。</li> </ol>
名古屋税関	輸入物資の通関手続に関する事。
東海北陸厚生局	救援等に係る情報の収集及び提供に関する事。
三重労働局	被災者の雇用対策に関する事。
東海農政局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保に関する事。</li> <li>2 農業関連施設の応急復旧に関する事。</li> </ol>
近畿中国森林管理局	武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達及び供給に関する事。
中部経済産業局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 救援物資の円滑な供給の確保に関する事。</li> <li>2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関する事。</li> <li>3 被災中小企業の振興に関する事。</li> </ol>
中部近畿産業保安 監督部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 鉱山における災害時の応急対策に関する事。</li> <li>2 危険物等の保全に関する事。</li> </ol>
中部地方整備局 近畿地方整備局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災時における直轄河川及び国道等の公共土木施設の応急復旧に関する事。</li> <li>2 港湾施設の使用に関する連絡調整に関する事。</li> <li>3 港湾施設の応急復旧に関する事。</li> </ol>
中部運輸局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 運送事業者への連絡調整に関する事。</li> <li>2 運送施設及び車両の安全保安に関する事。</li> </ol>
大阪航空局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 飛行場使用に関する連絡調整に関する事。</li> <li>2 航空機の航行の安全確保に関する事。</li> </ol>
東京航空交通管制部	航空管制に関する事。

津地方気象台	気象状況の把握及び情報の提供に関すること。
第四管区海上保安本部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達に関すること。</li> <li>2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保に関すること。</li> <li>3 生活関連等施設の安全確保に係る立入制限区域の指定等に関すること。</li> <li>4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示に関すること。</li> <li>5 海上における消火活動、被災者の救助及び救急活動その他の武力攻撃災害への対処に関する措置に関すること。</li> </ol>

表1-5 指定公共機関の事務又は業務の大綱

機関の種類	事務又は業務の大綱
災害研究機関	武力攻撃災害に関する指導、助言等に関すること。
放送事業者	警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送に関すること。
運送事業者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難住民の運送及び緊急物資の運送に関すること。</li> <li>2 旅客及び貨物の運送の確保に関すること。</li> </ol>
電気通信事業者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力に関すること。</li> <li>2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱いに関すること。</li> </ol>
電気事業者	電気の安定的な供給に関すること。
ガス事業者	ガスの安定的な供給に関すること。
日本郵政公社	郵便の確保に関すること。
一般信書便事業者	信書便の確保に関すること。
病院その他の医療機関	医療の確保に関すること。
河川管理施設及び道路の管理者	河川管理施設及び道路の管理に関すること。
日本赤十字社	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 救援への協力に関すること。</li> <li>2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答に関すること。</li> </ol>
日本銀行	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節に関すること。</li> <li>2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持に関すること。</li> </ol>

表1-6 指定地方公共機関の事務又は業務の大綱

機関の名称	事務又は業務の大綱
社団法人三重県エルピーガス協会	ガスの安定的な供給に関すること。
伊勢湾フェリー株式会社 三岐鉄道株式会社 社団法人三重県バス協会 社団法人三重県トラック協会	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送に関すること。 2 旅客及び貨物の運送の確保に関すること。
社団法人三重県医師会	医療の確保に関すること。
三重テレビ放送株式会社 三重エフエム放送株式会社	警報及び避難の指示(警報の解除及び避難の指示の解除を含む。)の内容並びに緊急通報の内容の放送に関すること。

## 第4章 三重県の地理的及び社会的特徴

### (1) 地形

三重県は近畿地方の南東部に位置する。面積は5,774.52km<sup>2</sup>であり、南北に細長くその長さはおよそ170kmに及ぶが、東西幅は狭く、30～80kmとなっている。

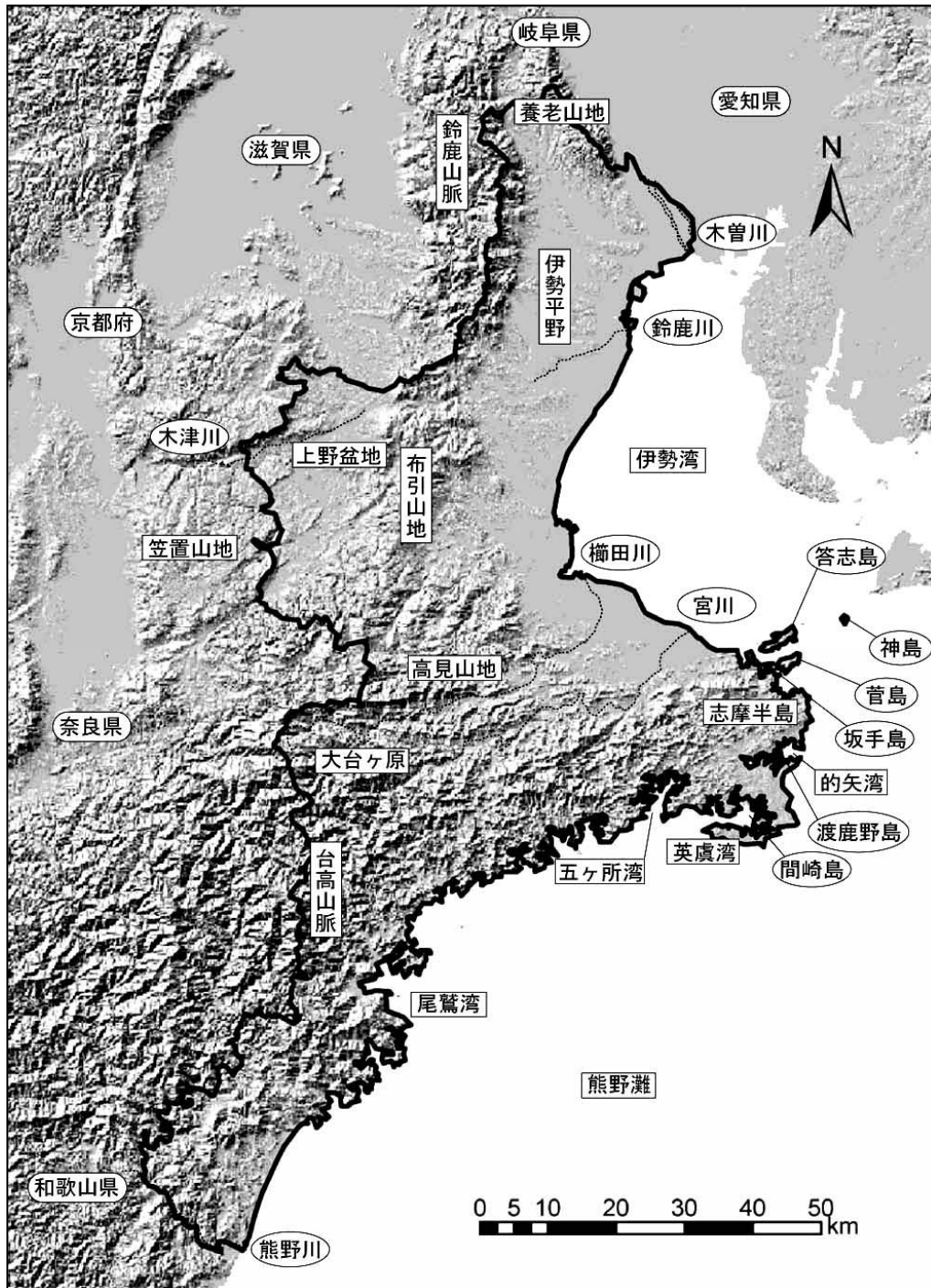
北は、養老山地及び木曾川を挟んで岐阜県及び愛知県と接し、西は、鈴鹿山脈、笠置山地及び台高山脈を隔て滋賀県、京都府及び奈良県と接する。また、南は、熊野川を境として和歌山県に接しており、東部及び南東部は伊勢湾及び熊野灘がひらける。

県内を流れる一級河川は、木曾川、長良川、揖斐川、鈴鹿川、宮川、櫛田川、雲出川、木津川及び熊野川がある。また、主な湾としては、伊勢湾、英虞湾、的矢湾、五ヶ所湾及び尾鷲湾がある。

県境には、急峻な山岳地、一級河川等が存在しているため、武力攻撃災害時等において県境を越える避難が必要な場合には、避難路が制限される可能性がある。このため、平素から隣接する他府県との連携体制の整備、船舶等による輸送手段の確保等を検討しておく必要がある。

また、長いリアス式海岸があり、大小の島々が存在する。このうち、離島振興地域に指定されている有人島は、神島、答志島、菅島、坂手島、渡鹿野島及び間崎島の6島ある。これらの離島においては、避難手段が限定されるため、平素から船舶等を有する関係機関等との連携協力を努め、全島民の避難を視野に入れた体制の整備に留意する必要がある。

図1-2 概略地形図



(2) 気候

一般的にみて温かな気候であるが、地形は複雑である。年間平均気温は、北中部の山地では12 と最も低く、伊賀地方で13 前後、伊勢平野で15 前後、志摩、熊野など沿岸地方は16 となっている。

年間平均降水量は、南部では尾鷲市から大台ヶ原地方を中心に3,000～4,000ミリと全国屈指の多雨地帯となっており、短時間で雨が非常に多いという特徴がある。その他の地域

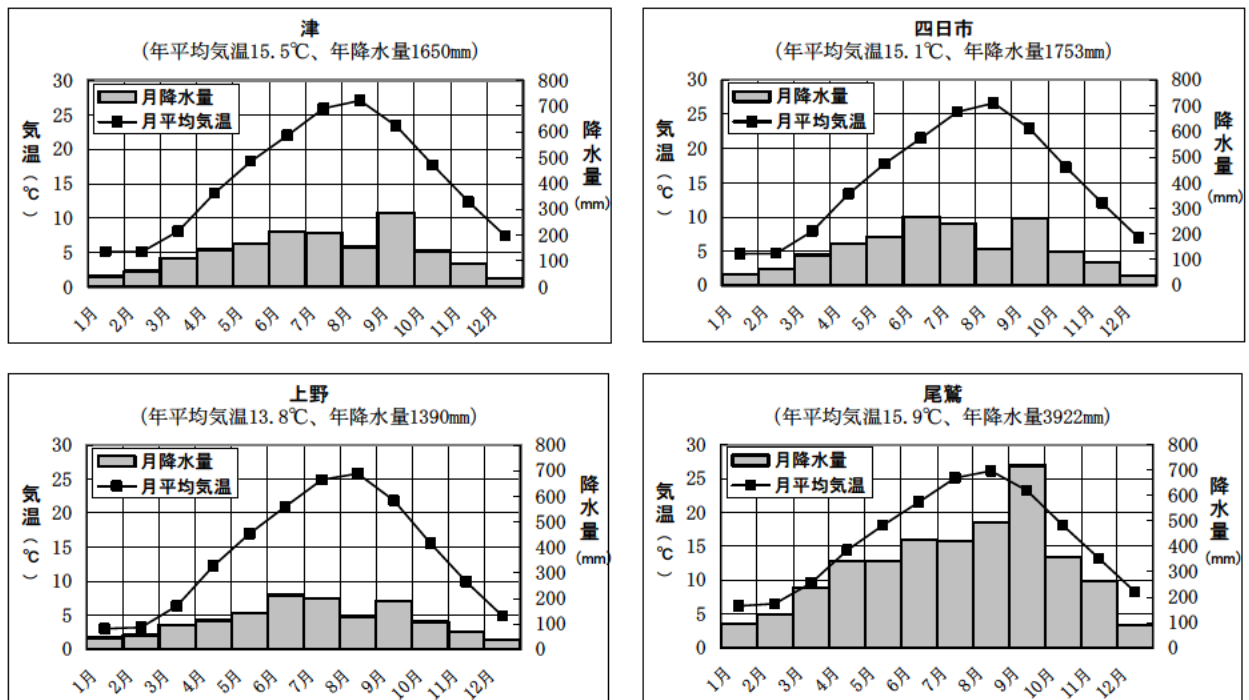
では、伊勢平野で1,800～2,000ミリ、伊賀地方で1,500～1,700ミリ、北中部の山地で2,200～2,600ミリとなっている。

夏及び冬の季節風の交替がかなり顕著で、6月から9月にかけては東又は南東の風が多く、その他の月は西又は北西の風となっている。冬季の風は地形の影響もあって比較的強い。

特に北勢山岳地帯では10メートル以上の強風となる日が多く、この季節風の強い時には雪しぐれを伴うことが多い。これに反して夏の南東風は比較的弱く、湿度も高く蒸し暑い日が多い。晴天の日は沿岸地方で海陸風の交替時に風の現象が顕著である。

初霜日は10月下旬から11月中旬にかけてみられる。降霜は、志摩南部で2月中旬、伊賀地方で4月下旬に終わるが、特に4月下旬の霜は農作物に大きな被害をみることがある。積雪の多い地域は北勢山間部で1メートルを越すこともある。これらは主に季節風によるもので、中勢以南に及ぶことは少ない。県中南部の積雪は、本州南岸を低気圧が通過し、気温が0℃前後の時に雨が雪に変わり各地に積雪をみることがある。

図1-3 各都市の月別平均気温及び降水量（平年値）



備考：図中のデータは、気象庁ホームページより引用した。

### (3) 人口分布

人口は、平成17年3月31日現在で1,858,026人(男904,443人、女953,583人)である。県内の最も人口が多い都市は四日市市(301,116人)であり、ついで鈴鹿市(189,640人)、松阪市(167,068人)の順となっている。上位三市合計で、全体の約35%を占め、人口はこれら県北部から中部にかけての海岸沿いに点在する都市に集中している。

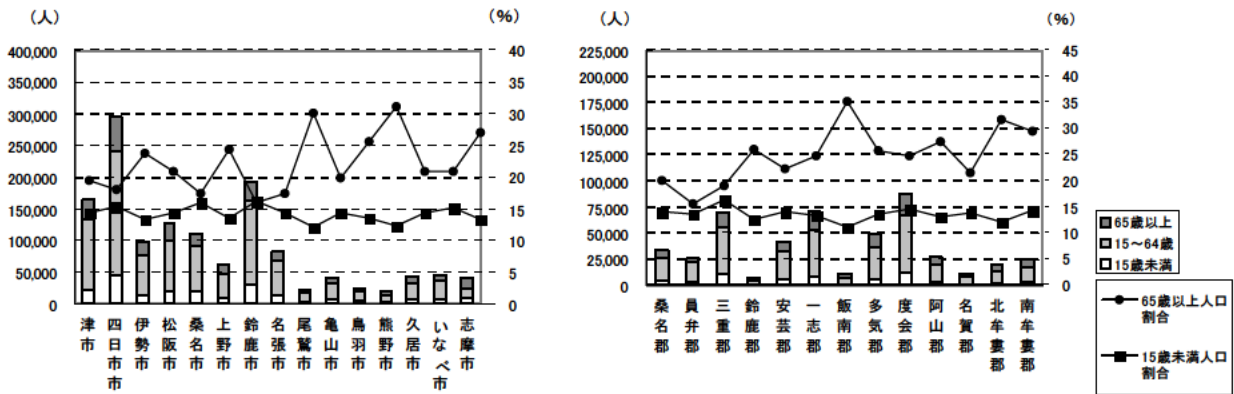
年齢別に見ると、全体において15歳未満が総人口に占める割合は14.5%、15～65歳の人口は64.7%、65歳以上の人口は20.8%となっている。65歳以上の全国平均は18.5%(平成16年)であり、全国平均より高い高齢化率を示している。

平成7年国勢調査結果及び平成16年の人口を基に増加率を算出すると、大多数の市及び郡部において、65歳以上の人口が増加している。特に尾鷲市、熊野市等では、市の総人口は減少しているが、65歳以上の人口は増加している。

また、15歳未満の人口が減少している市及び郡部も多く、今後、さらに高齢化社会への移行が予想されるため、より一層の高齢者等への配慮が必要となる。

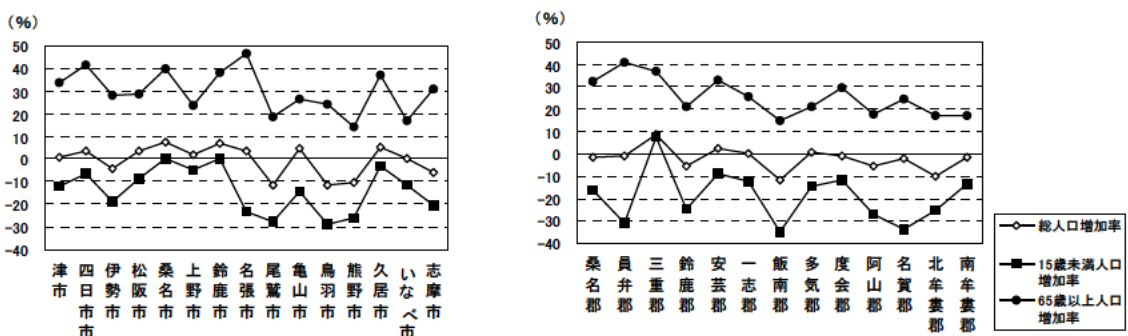
武力攻撃事態等において、人的被害を最小化するためには、高齢者等の避難誘導のあり方を検討することが重要となる。

図1-4 市及び郡部における年齢別人口及び人口割合



備考： 図中の年齢別人口及び人口割合の数値は、三重県統計調査室人口統計グループが実施した平成16年の調査結果を用いた。

図1-5 市及び郡部における人口増加率



備考： 人口増加率は、平成7年国勢調査資料及び三重県統計調査室人口統計グループが実施した平成16年の調査結果から算出した。

(4) 中部圏及び関西圏への人口の流出入

桑名市、いなべ市等では、道路、鉄道等の交通網の利便性が高く、名古屋市等の愛知県との結びつきが強い。また、伊賀市、名張市等では名阪国道、鉄道等により奈良県、大阪



府等との結びつきが強い。これら他府県との結びつきが強い地域では、通勤、通学等により、県民が日常的に県外へ移動しており、昼間人口の減少等が認められる。

このため、武力攻撃事態等が発生した場合の情報伝達、避難誘導等を的確かつ迅速に実施するため、平素からこれら近隣の他府県と密に連携を図る必要がある。

表1-7 市町別昼夜間人口一覧

地域区分	夜間人口	昼間流入人口	昼間流出口	差引純流入	昼間人口
総数	1,856,634	349,768	395,107	-45,339	1,811,295
桑名・員弁地域	213,918	44,942	64,065	-19,123	194,795
四日市地域	358,142	71,779	60,239	11,540	369,682
鈴鹿・亀山地域	232,743	34,384	47,657	-13,273	219,470
伊賀地域	184,779	28,520	40,962	-12,442	172,337
津・久居地域	286,491	71,659	65,374	6,285	292,776
松阪・紀勢地域	225,676	39,732	50,063	-10,331	215,345
伊勢志摩地域	264,387	48,749	54,946	-6,197	258,190
尾鷲地域	45,004	4,055	3,990	65	45,069
熊野地域	45,494	5,948	7,811	-1,863	43,631

備考：表中のデータは、平成12年国勢調査資料を用いた。

また、地域の区分は、三重県県政要覧（平成17年刊）の地域区分を用いた。

#### (5) 道路の位置等

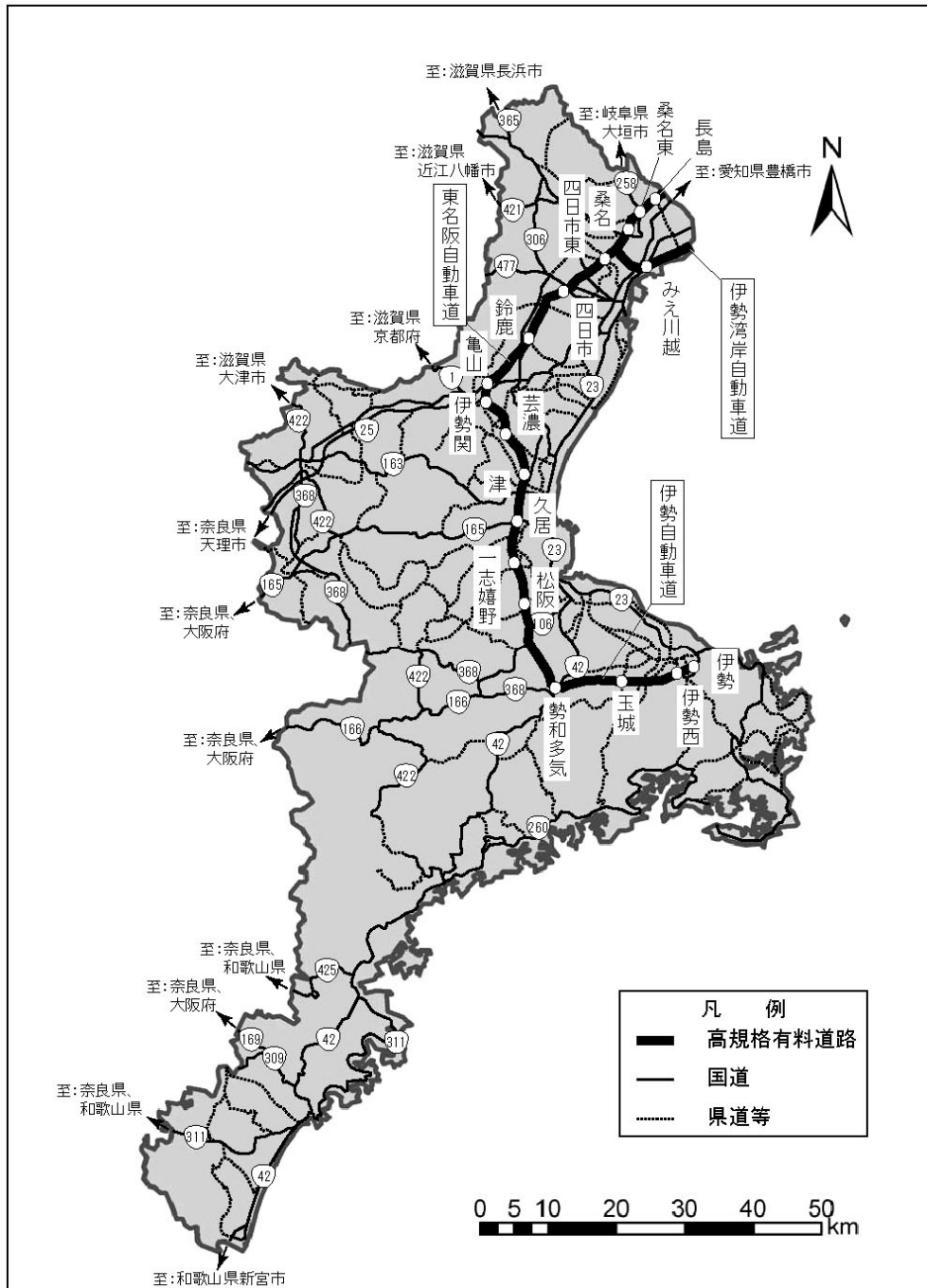
高規格幹線道路は、東名阪自動車道が名古屋市から亀山市までをつないでおり、同市からは伊勢自動車道が伊勢市まで至っている。また、伊勢湾岸自動車道が豊田市から四日市市までをつないでいる。

主要な国道としては、北勢地域及び伊賀地域を結ぶ道路として名阪国道（国道25号）、北勢地域及び中南勢地域を結ぶ道路として国道23号、中南勢地域及び東紀州地域を結ぶ道路として国道42号等が重要な役割を果たしている。その他にも愛知県から滋賀県及び大阪府へ至る国道1号、津市から奈良県及び大阪府へ至る国道165号、津市から京都府、奈良県及び大阪府へ至る国道163号等がある。

道路網は、地域によって整備状況に偏りがあり、桑名市、いなべ市、四日市市等の県北部は、比較的的道路網が発達し、利便性が高い。一方、尾鷲市、熊野市等の東紀州地域は高速道路網の整備が遅れており、主要な国道は、国道42号のみで、他には、数本の国道が山間部に存在しているのみであるため、他の地域と比較して、道路網の整備が遅れている状況である。

以上のことから、東紀州地域においては、避難に際して道路に加え、海上交通の活用も検討する必要がある。

図1-6 主な道路網



(6) 鉄道、港湾の位置等

県内に路線を有する鉄道事業者は、東海旅客鉄道株式会社(以下「JR東海」という。)、西日本旅客鉄道株式会社(以下「JR西日本」という。)、近畿日本鉄道株式会社(以下「近鉄」という。)、三岐鉄道株式会社(以下「三岐鉄道」という。))及び伊勢鉄道株式会社(以下「伊勢鉄道」という。))がある。

このうち、JR東海及びJR西日本は、名古屋市から桑名市、四日市市及び亀山市を經由し、県内を東西に横断して大阪府まで至る関西本線、亀山市から松阪市及び尾鷲市を經由し、県内を南北に縦断して和歌山県まで至る紀勢本線、多気町から伊勢市を經由し鳥羽市まで至る参宮線、松阪市から美杉村まで至る名松線及び伊賀市から滋賀県まで至る草津線の5路線が存在する。

近鉄は名古屋市から、桑名市、四日市市及び津市を經由し、県内を東西に横断して大阪府まで至る名古屋線及び大阪線その他、湯の山線、八王子線、内部線、鈴鹿線、山田線、鳥羽線、志摩線、養老線及び伊賀線の合計11路線が存在する。

三岐鉄道は、四日市市からいなべ市に至る三岐線及び桑名市からいなべ市に至る北勢線の2路線が存在する。

伊勢鉄道は、四日市市から津市まで至る1路線が存在する。鉄道網に関しても、道路網と同様に北部から中央部にかけて多くの路線が存在しているのに対し、南部では、整備されている路線は少ない。

港湾としては、特定重要港湾は四日市港の1箇所、重要港湾は津・松阪港及び尾鷲港の2箇所、地方港湾は桑名港、千代崎港、白子港、宇治山田港、鳥羽港、的矢港、賢島港、浜島港、五ヶ所港、吉津港、長島港、引本港、三木里港、賀田港、二木島港、木本港及び鵜殿港の合計17箇所が存在する。

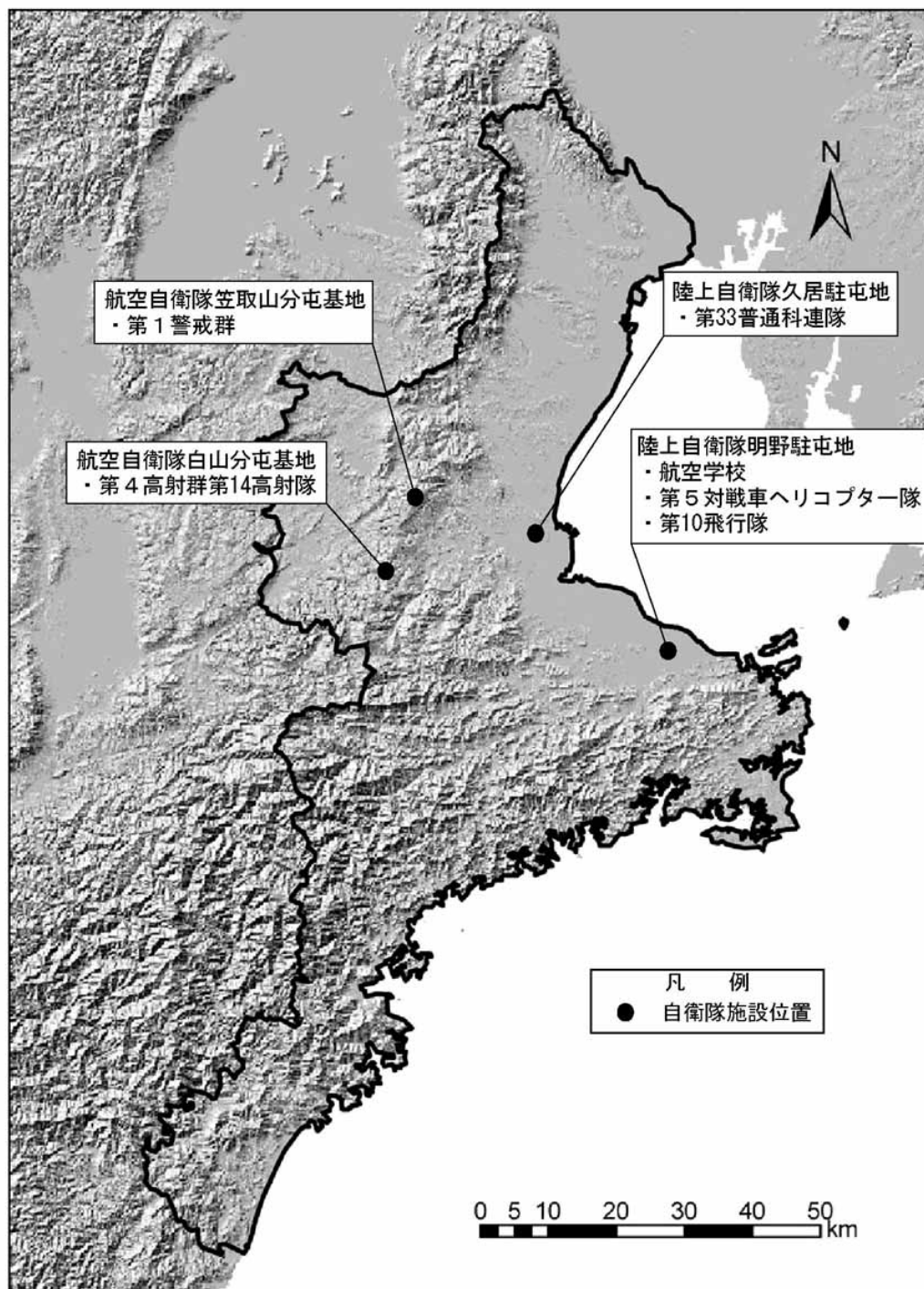
以上のことから、輸送手段としては、現状の鉄道網を有効活用するが、地域により鉄道網の整備状況が異なるため、整備が遅れている南部では、海上交通の活用も検討する必要がある。



## (7) 自衛隊施設等

自衛隊施設としては、陸上自衛隊久居駐屯地、陸上自衛隊明野駐屯地、航空自衛隊笠取山分屯基地及び航空自衛隊白山分屯基地が存在する。

図1 - 8 自衛隊施設位置図



## (8) 石油コンビナート等特別防災区域

石油コンビナート等特別防災区域は、四日市臨海地区及び尾鷲地区の2箇所が存在する。このうち、四日市臨海地区は、四日市市に位置し、面積11.01km<sup>2</sup>、総事業所数52事業所が存在する。これらは38の特定事業所で形成されており、石油精製及び石油化学を中心とした全国有数のコンビナート地区である。

また、尾鷲地区は、尾鷲市に位置し、面積0.62km<sup>2</sup>、2つの特定事業所で形成されており、火力発電及び石油精製を中心とした地区である。

石油コンビナートは、大量の石油、高圧ガス等が貯蔵、取扱及び処理されており、武力攻撃により、重大な災害が発生する恐れがあるため、平素からその管理及び武力攻撃災害時への対処に関して、留意する必要がある。

表1-8 石油コンビナート等特別防災区域概況

区 分	区域面積 (km <sup>2</sup> )	貯蔵・取扱・処理量		特定事業所			その他 事業所
		石油 (千kl)	高圧ガス (十万Nm <sup>3</sup> )	総数	第1種 事業所	第2種 事業所	
四日市臨海地区	11.01	7,134	6,329	52	18	20	14
尾鷲地区	0.62	826	4	2	2	-	-
合 計	11.63	7,960	6,333	54	20	20	14

## (9) 大規模集客施設等

県内には、鈴鹿サーキット、長島温泉、志摩スペイン村、鳥羽水族館等多様なレジャー施設、テーマパーク等の大規模集客施設が多数あり、また、伊勢神宮、世界遺産に登録された熊野古道（紀伊山地の霊場と参詣道）等の名所、旧跡も数多く、年間を通じて、県民のみならず、県外及び国外からも多数の観光客が訪れる。

これら施設等において武力攻撃事態等が発生した場合、生活習慣、言語等が異なる観光客及び外国人等を避難させる必要が生じるため、平素より観光客及び外国人を含めた旅行者に配慮した対処が必要である。

## 第5章 県国民保護計画が対象とする事態

### 1 武力攻撃事態

県国民保護計画においては、武力攻撃事態として、次に掲げる4類型を対象とする。

表1-9 対象とする武力攻撃事態

	定義	特徴・留意点等
着上陸 侵攻	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 侵攻国が侵攻正面において、海上又は航空優勢を得た後、海又は空から地上部隊等を上陸又は着陸させて、侵攻すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともにその期間も比較的長期に及ぶことが予想される。また、敵国による船舶及び戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも想定される。</li> <li>・ 船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすい。</li> <li>・ 航空機により侵攻部隊を投入する場合には、それに先立ち航空機及び弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高い。</li> <li>・ 主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナート等、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。</li> <li>・ 事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに広域避難が必要となる。広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終了した後の復旧が重要な課題となる。</li> </ul>
ゲリラ 及び 特殊部隊 による 攻撃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ゲリラ及び特殊部隊を潜入させて行う不正規型の攻撃をいい、不正規軍の要員であるゲリラによる施設等の破壊及び人員に対する攻撃が行われるもの並びに正規軍である特殊部隊による破壊工作、要人暗殺及び中枢機関への攻撃が行われるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵もその行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。そのため、都市部の中核、鉄道、橋りょう、ダム等に対する注意が必要である。</li> <li>・ 少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定される。また、汚い爆弾（爆薬と放射性物質を組み合わせた汚い爆弾。以下「ダーティボム」という。）が使用される場合がある。</li> <li>・ ゲリラ及び特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、市町（消防機関を含む。）並びに県及び県警察は、海上保安部及び自衛隊と連携し、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。事態の状況により、知事の緊急通報の発令、市町長又は知事の退避の指示等時宜に応じた措置を行うことが必要である。</li> </ul>

弾道ミサイル攻撃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・弾道ミサイルによる攻撃をいい、長距離にある目標を攻撃することが可能であり、大量破壊兵器（核、生物及び化学兵器）を搭載して攻撃することも可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。</li> <li>・通常弾頭の場合にはNBC弾頭の場合と比較して被害は局限され、家屋施設等の破壊及び火災等が考えられる。</li> <li>・弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、的確かつ迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、屋内への避難及び消火活動が中心となる。</li> </ul>
航空攻撃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要な施設の破壊等を目的として、航空機に搭載したミサイル等により急襲的に行われる攻撃</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。</li> <li>・航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。</li> <li>・なお、航空攻撃は、その意図が達成されるまで繰り返し行われる可能性がある。</li> <li>・通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。</li> <li>・攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる生活関連等施設に対する攻撃のおそれがある場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に当該生活関連等施設の安全確保及び武力攻撃災害の発生並びに拡大の防止等の措置を実施する必要がある。</li> </ul>

## 2 緊急処理事態

県国民保護計画においては、緊急処理事態として、次に掲げる事態を対象とする。

### (1) 攻撃対象施設等による分類

#### ア 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

事態例	特徴・留意点等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険物積載船への攻撃</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞並びに海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生ずる。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ダム破壊</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ダムが破壊された場合には、下流に及ぼす被害が多大なものとなる。</li> </ul>

#### イ 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

事態例	特徴・留意点等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模集客施設等（レジャー施設、テーマパーク等）の爆破</li> <li>・主要駅等の爆破</li> <li>・列車等の爆破</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模集客施設、主要駅等で爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。</li> </ul>



## (2) 攻撃手段による分類

## ア 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

事態例	特徴・留意点等	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ダーティボム等の爆発による放射能の拡散</li> <li>・炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布</li> <li>・市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布</li> <li>・水源地に対する毒素等の混入</li> </ul>	放射性物質等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらすことから、これらに対する対処が必要となる。</li> <li>・ダーティボムの爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等である。</li> <li>・ダーティボムの放射線によって正常な細胞機能が攪乱されると、後年、ガンを発症することもある。</li> </ul>
	生物剤による攻撃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。</li> <li>・生物剤による被害は使用される生物剤の特性、特にヒトからヒトへの感染力、ワクチンの有無、既に知られている生物剤が否か等により被害の範囲が異なるが、ヒトを媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられる。</li> </ul>
	化学剤による攻撃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・化学剤は、地形、気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうように広がる。また、特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。</li> </ul>

## イ 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

事態例	特徴・留意点等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ</li> <li>・弾道ミサイル等の飛来</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。</li> <li>・攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。</li> <li>・爆発、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。</li> </ul>

## 第6章 三重県地域防災計画等との関係

### 1 対象とする事態の相違

県国民保護計画は、基本指針において想定されている前章で示した武力攻撃事態等に対処するためのものである。

これに対し、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第40条の規定に基づき作成されている三重県地域防災計画(以下「県地域防災計画」という。)は、災害対策基本法第2条第1号に定める、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度において、これらに類する政令で定める原因により生ずる被害に対処するものである。

また、三重県危機管理計画(以下「県危機管理計画」という。)は、危機管理体制の構築、危機発生時の未然防止対策、危機発生時の対応等の危機管理に係る基本的な取組方針を定めることにより、危機管理の推進を図ることを目的とするものである。

### 2 県地域防災計画の活用

前項に示すように県国民保護計画と県地域防災計画では、法体系及び災害の発生原因は異なるものの、その災害の状態及び災害への対処には類似性がある。

また、県地域防災計画に基づく防災のための体制、物資、資機材等について共通するものが多いことから、相互に連携し、活用する。

なお、県危機管理計画に基づき整備された体制等に関しても、国民保護措置の実施に活用可能な場合は、有効に活用する。

図1-9 地域防災計画等との関係

